



緑の架け橋

会報創刊号

2003年1月24日

～緑の架け橋(緑化協力事業)が活動スタート!～



(寧夏回族自治区・紅寺堡)

沙漠を緑の大地に

中国では毎年、東京都に匹敵する面積が沙漠化しており、農牧業をはじめとした住民生活への被害や、土砂流出による洪水被害などが深刻となっています。植林により緑化を進めることはこうした被害を食い止めるとともに、大気中の二酸化炭素を吸収し酸素供給を増やすこととなり地球環境保護の最も有効な手段です。

緑化事業を通じた人と人の交流を

緑化は、単に緑を増やすだけでなく、食糧問題や貧困問題、環境問題など地球的規模の課題への一つの解決策といえます。さらに、戦争のない平和な社会をつくりあげるためには、国境を越えた人と人との相互理解と協力関係が不可欠です。当センターは中国での植林緑化活動への協力(寧夏紅寺堡生態緑化プロジェクト)を柱に、両国の友好と平和の創造にむけ、会報発行や懇談会・講演会・展示会の実施などに取り組んでいきます。

活動を支えるのはみなさんの暖かい心です

当センターの活動は、基本的にボランティアにより行われるほか、緑化活動協力事業に必要な資金は賛助団体及び個人からの会費と寄付金、公的団体などからの助成金でまかなわれる予定です。

まさしく、みなさんの暖かい支えがあっはじめて、沙漠に一本一本の木が植えられ、それらが育つことで貴重な緑の大地がよみがえることにつながるのです。



緑の架け橋推進センター

中国植林緑化活動協力事業

寧夏紅寺堡生態緑化プロジェクト

〒162-0801 東京都新宿区山吹町333辻ビル405 TEL.03-3268-4387 FAX.03-3268-6079

大地に緑を！日中友好の掛け橋に

会長 佐藤 晴男

私たちは「緑の架け橋推進センター」というボランティア組織を設立しました。

緑（植林）を通して、地球規模での温暖化防止をはじめ、生態環境の改善、食糧、貧困問題等を解消し、そして、平和・友好への架け橋にならんことを探求することになりました。

今、地球規模で環境破壊が進行しています。温暖化現象や酸性雨等は広範囲な植物生態に異変を惹起し、干ばつ、局地的な大洪水、台風（ハリケーン）、竜巻等を発生させ、人間をはじめ動植物の生態系にも大きな影響を与えています。日本においても例外ではなく、特に近年の黄砂の飛来は早春から梅雨時までの長期間にわたり、飛来日数も多く、黄砂の量もだんだんと多くなっており、時には濃霧のごとく、車の運転や日常生活にも直接影響するようになっています。これらは、中国大陸からの偏西風に乗って黄砂が飛来するもので、中国での沙漠化の進行が一層深刻になっている証左でもあります。しかも、沙漠化の進行度合は、地球規模の温暖化、酸性雨、乱開発と伐採等により、依然として拡大していると言われています。

荒廃した沙漠に植林（緑化）を行うことにより、黄砂の飛散と沙漠化をくい止め、地域の生態系を改善し、野菜・穀物・果樹等の栽培が可能になり、食糧確保と生活安定につながるものです。もちろん、広大な沙漠に対して小さなボランティアだけではどうにもなりません。幸いに、中華全国青年連合会（全青連）や寧夏回族自治区（行政）などの受入れ体制が整っていると同時に、植林（緑化）活動予定地である寧夏回族自治区は、日本からの技術提供もあって先進的な植林モデル事業発祥の地でもあり、日中緑化交流基金からの援助（補助）も確定され、技術面と資金面にはそれなりの展望を見出すことができます。さらに、地元の人たちの熱意はこの植林（緑化）事業に大きな勇気を与えてくれるものです。

「緑の架け橋推進センター」という小さなボランティアが寧夏地域の人たちや全青連の若者とともに、広大な沙漠の中でともに汗をかきながら大きな夢に向かって共同作業を行うことは、単に「生態緑化」ととどまらず、国境・歴史を超越して未来に向かって平和と友好を築き上げる一歩になるものと確信しています。

感動を肌で感じる機会・場所を作ることができたと思っています。できるだけ多くの方の参加を呼びかけます。

寧夏紅寺堡生態緑化プロジェクトの概要

事業主催団体	IFCC 国際友好文化センター
事業助成団体	日中緑化交流基金
推進協力母体	緑の架け橋推進センター
中国側カウンターパート	中華全国青年連合会
事業実施期間	2002年～2005年

3年計画（2005年まで）として、紅寺堡海子塘灌漑区企画地域の2,000hmの30%にあたる612hmに植林する。

第1期工事(2003年)は100hmを植林。場所は寧夏回族自治区・紅寺堡海子塘用水路(塩興道路側)の両側にあり、風沙防護林30hm、集中林70hm。風沙防護林にはアカシア・トネリコ・神樹・ナツメ・コマツナギ・ヤナギなどを混植。木と木の間隔は3×2m、あるいは3×2.5m、0.05hmごとに89株、総株数約93,200株～116,500株。アカシア・トネリコ・神樹・ナツメ・コマツナギ・ヤナギをそれぞれ約15,600株～19,400株植える。集中林には早魃に強いスオスオ、木と木の間隔は2.5×1m、0.05hmごとに266株、総株数は約107,700株。

紅寺堡鎮の青年連合会のメンバーと青年ボランティアを動員し植林する。紅寺堡鎮青年連合会は計画どおりプロジェクトを実施し管理する。その年の活着率80%を目指す。植林の前に必ず先行して整地し、冬には水の事前散布を行い、2003年春の植林の際、それに対応した土壌条件を確保しておく。植樹のための穴の大きさは60×60×60cm。専従の管理者を決め、適時に水をかけ、土を攪き起こし、枝落とし・補植を行う。3年後の活着率が75%に達するようにする。

沙漠化を食い止めろ！

～緑あふれる大地へ～

世界中で広がりつつある沙漠

地球上で陸地の 30%以上を占める乾燥沙漠地帯は、気候変動と人口や家畜の増加による植生の破壊で毎年 6 万平方キロ（四国と九州を併せた面積に相当）のスピードで沙漠化していると言われています。

沙漠化は農地や牧草地に影響し食糧生産の減少を引き起こします。食糧供給の悪化は、飢餓や貧困を生み、さらには難民発生や政情不安を引き起こしかねない深刻な問題です。急激な沙漠化の進行は同時に、生態系を破壊し温暖化を進行させるなど大規模な気候変動の一因にもなっており、そうした気候変動がさらに沙漠化を加速させる悪循環を生み出しています。

緑化事業（植林）は沙漠開発の第一歩

沙漠化を食い止めるため、緑化事業（植林）が世界中で取り組まれています。

木々が増えれば土砂の流出を防ぎ雨水を蓄える効果と同時に、健全な生態系の回復にもつながります。そのうえで農業や牧畜を導入することで、食糧問題や貧困の解消なども期待されます。

また、植林は地球温暖化の原因とされる大気中の二酸化炭素を吸収する最も有効な手段であり、すべての生命にとって欠かせない酸素の供給源として森林の保全・拡大が求められています。

中国でも沙漠拡大が深刻な問題に

中国における沙漠の面積は日本の国土の約 7 倍にあたる 262 万平方キロに及び、今でも毎年、東京都に匹敵する面積が沙漠化していると言われています。こうした砂漠化により、土砂流出や飛砂、風蝕等による農業生産の低下、農地の縮小などの被害が広がっています。

特に黄河中流域の沙漠化は夏には集中豪雨による洪水を生み出すとともに貴重な地下水を枯渇させるなど、下流域を含めて深刻な被害をもたらしています。

増えるボランティアと日中緑化交流基金

中国政府は沙漠化の防止と国土緑化、地域の生活環境改善を目的に、1978 年以降、黄土高原を中心とした黄河中流域での緑化事業を推進してきました。日本でも 1990 年代に入り、中国での植林ボランティア活動を中心として、民間レベルでの緑化協力が市民団体や労働組合、地方自治体で行われてきました。

また、平成 11 年には民間ベースの植林緑化協力を支援するため、日中政府間に「日中民間緑化協力委員会」及び「日中緑化交流基金」が設置され、平成 13 年度までに延べ 52 団体の活動に対する助成が行われてきています。

中国側のカウンターパート

「中華全国青年連合会」について

当センターが中国で行われる植林緑化事業の協力を行う際に、中国側のカウンターパートとして、現地での受け入れや植林作業全般にわたる指導・助言、植林後の樹木の維持・管理などに当たってもらうこととなっているのが「中華全国青年連合会」です。

「中華全国青年連合会（略称・全国青連）」は1954年に発足した中国各界を代表する青年団体の連合組織で、その組織は中国全土の各省・各自治区のほか、香港・台湾にも及んでいます。

全国青連では、青年の健全な育成と成長、社会参加の促進と国際的友好関係の構築、世界的な平和と発展、などを目的として、①貧困学生援助活動や図書館設置などの教育活動、②科学技術コンクールの開催などの人材育成活動、③職業訓練事業など就業促進活動、④麻薬撲滅運動やカウンセリングなど青少年権利保護、⑤植林緑化事業をはじめとする環境保全活動、⑥ボランティアサービス活動、⑦文化・スポーツ活動、⑧国際交流活動、など実に多彩な活動を展開しています。

植林緑化事業地

ねい か かい ぞく じ ち く こう じ ほ
寧夏回族自治区・紅寺堡

寧夏回族自治区は中国の5自治区の一つで、黄河中流に位置し東南部には黄土高原が広がる。春秋戦国時代には異民族との勢力争いが激化する中で、この地から万里の長城建設がはじまった。現在の省都である銀川市にはかつてジンギスカンに滅ぼされた西夏王国の首都が置かれ、郊外には今も西夏王陵が点在している。人口は495万人。北京から銀川までは飛行機で約1時間半。

紅寺堡は銀川市の中心部から南に車で約2時間の距離にあり、行政区は吳忠市に属する。もとは寧夏回族自治区政府が当地に黄河からの灌漑設備を整備し、1万7千世帯・8万2千人を入植させた地区であり、植林緑化事業を行う地域も縦横に灌漑用水が張り巡らされており、植物の育成に欠かせない水資源には恵まれている。



沙漠に緑を、 人の心に優しさを

「緑の架け橋推進センター」の目的

中国側が進める植林緑化活動に対する協力事業を主たる目的とし、その活動の基盤となる日本・中国の両国民の友好と平和に寄与する。

「緑の架け橋推進センター」の事業

1. 中国側のカウンターパートと協議し、中国で行われる植林緑化事業への協力を行う。
2. 植林緑化事業への協力活動を進めるうえで不可欠な、沙漠化の現状の啓蒙、両国の友好・平和の関係の創造、に寄与する情報誌（紙）の発行、懇談会、講演会、展示会、支援・連帯事業などを実施する。
3. その他、推進委員会の目的に沿う諸事業及び関係団体あるいは組織の事業への協力を行う。

「緑の架け橋推進センター」の役員

会長	佐藤 晴男（前・自治労共済理事長）
副会長（50音順）	足立 則安（全水道労働組合委員長） 君島 一字（自治労書記長） 新田 豊作（NHK労連議長） 丸山 健藏（全農林労働組合委員長） 渡辺 充（政労連委員長）
技術相談役（順不同）	丸山 健藏（全農林労働組合委員長） 足立 則安（全水道労働組合委員長） 阿部 保吉（全林野労働組合顧問） 君島 一字（自治労書記長）
常任委員（50音順・組織及び役職名略）	石川 昇、及川 隆浩、岡崎 徹、鎌田 篤則、佐藤 厚夫 佐藤 良弘、杉本 浩一、竹花 恭二、立石 元、田中 毅 豊島栄三郎、宮秋 道男、吉川 元、吉田喜美夫
会計監査	太田 敏夫
顧問（順不同）	村山 富市、重野 安正、又市 征治、菅野 哲雄、金子 哲夫 東門美津子

事務局

局長	鎌田 篤則
次長	佐藤 厚夫、田中 毅、山内幸一郎

「緑の架け橋推進センター」会則

《名称及び所在地》

第1条 緑の架け橋推進センター（略称・推進センター）は事務局を以下におきます。
東京都新宿区山吹町 333 番地辻ビル 405
TEL03-3268-4387 FAX03-3268-6079

《目的》

第2条 推進センターは、中国側が進める植林緑化活動に対する協力事業を主たる目的とします。さらに、その活動の基盤となる日本、中国の両国民の友好と平和に寄与することを目的とします。

《事業》

第3条 推進センターは、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行います。

1. 中国側のカウンターパートと協議し、中国で行われる植林緑化事業への協力。
2. 植林緑化事業への協力活動を進めるうえで不可欠な、沙漠化の現状の啓蒙、両国の友好・平和の関係の創造に寄与する情報誌（紙）の発行、懇談会、講演会、展示会、支援・連帯事業などの実施。
3. その他、推進センターの目的に沿う諸事業。
4. 推進センターの目的に沿う、関係団体あるいは組織の事業への協力。

《会員》

第4条 推進センターの趣旨に賛同する団体、個人は会員となることができます。

《役員》

第5条 推進センターは次の役員を置きます。

会 長（1名）	推進センターを代表します。
副 会 長（若干名）	会長を補佐します。
顧 問（若干名）	目的遂行のため協力していただきます。
技術相談役（若干名）	協力事業への技術上の諸問題に協力いただきます。
常任委員（若干名）	業務を専ら執行します。
事務局長（1名）	常任委員の中から選出され、常任委員会のもとで、業務運営を行います。
事務局次長（若干名）	事務局長を補佐します。
会計監査（1名）	

役員任期は、総会から次期総会までとします。

《機関》

第6条 推進センターは運営のため次の機関を置きます。

1. 運営・方針等に関する最終意思決定は総会で行うこととし、総会は原則として年1回以上開催とします。総会は会長が招集します。
2. 執行のため常任委員会を置きます。常任委員は会長が推薦します。
3. 顧問以下、役員は総会で選出、確認します。

《会計》

第7条 推進センターの会計は、団体及び個人からの会費及び寄付金と、諸事業の収益でまかないます。会費額は総会で決定します。

《会計年度》

第8条 推進センターの会計年度は毎年9月から翌年8月までとし、総会で予算・決算の承認を受けます。

《附則》

第9条 推進センターの会則は、総会の過半数の賛成によって、改訂できることとします。

第10条 推進センターの会則は、2002年11月12日より発効します。

2002年11月12日

緑の架け橋推進センター 会員募集

〒162-0801 東京都新宿区山吹町333辻ビル405

TEL.03-3268-4387 FAX.03-3268-6079

沙漠を緑の大地に

中国では毎年、東京都に匹敵する面積が沙漠化しており、農牧業をはじめとした住民生活への被害や、土砂流出による洪水被害などが深刻となっています。植林により緑化を進めることはこうした被害を食い止めるとともに、大気中の二酸化炭素を吸収し酸素供給を増やすこととなり地球環境保護の最も有効な手段です。

緑化事業を通じた人と人の交流を

緑化は、単に緑を増やすだけでなく、食糧問題や貧困問題、環境問題など地球的規模の課題への一つの解決策といえます。さらに、戦争のない平和な社会をつくりあげるためには、国境を越えた人と人との相互理解と協力関係が不可欠です。緑の架け橋推進センターは中国での植林緑化事業への協力を柱に、両国の友好と平和の創造にむけ、会報発行や懇談会・講演会・展示会の実施などに取り組んでいきます。

活動を支えるのはみなさんの暖かい心です

当センターの活動は、基本的にボランティアにより行われるほか、緑化協力事業に必要な資金は賛助団体及び個人からの会費と寄付金、公的団体などからの助成金でまかなわれる予定です。

まさしく、みなさんの暖かい支えがあっはじめて、沙漠に一本一本の木が植えられ、それらが育つことで貴重な緑の大地がよみがえることにつながるのです。

ご協力いただける方(団体)はいますぐ会員登録を！

当センターの目的と活動にご理解・ご協力をいただける方(個人・団体)であればどなたでも会員に登録できます。会員の方(個人・団体)には会報等を通じて、各種活動のご案内をはじめとした様々な情報の提供と植林活動への参加を呼びかけさせていただきます。

年会費は一口3,000円で何口でも申し込みいただけます。会員登録希望の方は、下の会員登録申込書に必要事項を記入のうえ、推進センターまで郵送又はFAXで送付してください。同時に、年会費について、下記の振込先にお振込下さるようお願いいたします。

【年会費振込先】

中央労働金庫市ヶ谷支店 普通口座0858119

「緑の架け橋推進センター」

切り取り線

緑の架け橋推進センター 会員登録申込書

氏名・団体名 (団体は代表者名も)	
ご住所	〒 —
連絡先電話番号	電話 FAX
会費申し込み数	—□ 3,000円× □ 合計 円分
備考	

「緑の架け橋推進センター」会則

《名称及び所在地》 第1条 緑の架け橋推進センター（略称・推進センター）は事務局を以下におきます。
東京都新宿区山吹町 333 番地辻ビル 405

TEL03-3268-4387 FAX03-3268-6079

《目的》 第2条 推進センターは、中国側が進める植林緑化活動に対する協力事業を主たる目的とします。さらに、その活動の基盤となる日本、中国の両国民の友好と平和に寄与することを目的とします。

《事業》 第3条 推進センターは、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行います。

1. 中国側のカウンターパートと協議し、中国で行われる植林緑化事業への協力。
2. 植林緑化事業への協力活動を進めるうえで不可欠な、沙漠化の現状の啓蒙、両国の友好・平和の関係の創造に寄与する情報誌（紙）の発行、懇談会、講演会、展示会、支援・連帯事業などの実施。
3. その他、推進センターの目的に沿う諸事業。
4. 推進センターの目的に沿う、関係団体あるいは組織の事業への協力。

《会員》 第4条 推進センターの趣旨に賛同する団体、個人は会員となることができます。

《役員》 第5条 推進センターは次の役員を置きます。役員の任期は、総会から次期総会までとします。

会 長（1名） 推進センターを代表します。

副 会 長（若干名） 会長を補佐します。

顧 問（若干名） 目的遂行のため協力していただきます。

技術相談役（若干名） 協力事業への技術上の諸問題に協力いただきます。

常任委員（若干名） 業務を専ら執行します。

事務局長（1名） 常任委員の中から選出され、常任委員会のもとで、業務運営を行います。

事務局次長（若干名） 事務局長を補佐します。

会計監査（1名）

《機関》 第6条 推進センターは運営のため次の機関を置きます。

1. 運営・方針等に関する最終意思決定は総会で行うこととし、総会は原則として年1回以上開催とします。総会は会長が招集します。
2. 執行のため常任委員会を置きます。常任委員は会長が推薦します。
3. 顧問以下、役員は総会で選出、確認します。

《会計》 第7条 推進センターの会計は、団体及び個人からの会費及び寄付金と、諸事業の収益でまかないます。会費額は総会で決定します。

《会計年度》 第8条 推進センターの会計年度は毎年9月から翌年8月までとし、総会で予算・決算の承認を受けます。

《附則》 第9条 推進センターの会則は、総会の過半数の賛成によって、改訂できることとします。

第10条 推進センターの会則は、2002年11月12日より発効します。

2002年11月12日



緑の架け橋推進センター

中国植林緑化活動協力事業

寧夏紅寺堡生態緑化プロジェクト

〒162-0801 東京都新宿区山吹町333辻ビル405 TEL.03-3268-4387 FAX.03-3268-6079